

埼玉県園務改善のための ICT 化支援事業補助金実施要綱

1 事業の目的

幼稚園における園務を改善するため、ICT環境の整備を促進し、教職員の事務負担の軽減や教育の質の向上を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1) 内容

幼稚園における教職員の業務負担軽減のため、指導要録等の書類作成業務や園児の登降園管理、保護者との連絡、預かり保育、幼児教育・保育の無償化に係る事務等の業務のICT化を促進するとともに、オンラインによる教員研修や保育参観、体験・交流活動の実施、保育動画の配信等、ICTの活用による教育の質の向上を図るために必要な費用の補助を行う。

(2) 実施主体

幼稚園の設置者（市町）

3 交付基準額・負担割合

(1) 交付基準額

1施設当たり 1,000千円

(2) 負担割合

県3/4、設置者（市町）1/4

4 対象経費

園務改善に資するICT化に必要な情報システムの導入経費、改修費、リース料、保守費、端末設置や通信環境整備にかかる工事費、通信費等。

また、園務改善に資するICT化に当たり最低限必要となるパソコン等の備品、附属品や消耗品の購入費（運搬費・調整費等の附帯経費は除く）も対象とする。

ただし、令和3年度文部科学省当初予算については、備品の購入費は原則としてシステムの導入に要する経費の半額までを補助対象とする。

令和3年度文部科学省補正予算（第1号）、令和4年度文部科学省当初予算及び令和4年度文部科学省補正予算（第2号）については、パソコン・タブレット等の備品のみの購入も対象とするが、具体的な使用目的を定めた上で申請すること。

5 留意事項

(1) 園務改善のために導入する支援システムに搭載する機能は、単に業務の簡略化を図るだけのものではなく、幼稚園教諭や事務職員、保護者等にとって、必要な情報等が具体的に把握でき、管理・共有しやすい仕組みになっているなど、教育の質の向上にも配慮されているものでなければならない。

(2) ICT化に当たり必要となるパソコン・タブレット等の備品は、具体的な使用目的や必要性があり、教育の質の向上に資するものでなければならない。

- (3) 対象経費については、当該申請年度にかかる経費とし、リース料や保守費等については、原則単年度の契約とすること。（複数年契約をせざるを得ない場合については、按分を行って当該申請年度に係る経費を算出するなど適切に対象経費を算出すること。）
- (4) すでに導入しているシステムや端末等の保守費、リース料、通信費等については対象とならない。
- (5) 通信環境の整備については、大規模な施設の改修工事を伴わないものとする。

6 本事業の取扱いに関して必要な事項については別途通知する。

附 則（令和3年3月26日教義指第997号）

この要綱は、令和3年3月26日から施行し、令和3年1月1日から適用する。

附 則（令和4年4月18日教義指第26号）

この要綱は、令和4年4月18日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年6月26日教義指第441号）

この要綱は、令和5年6月26日から施行し、令和5年4月1日から適用する。